

栗賀小学校跡地公園遊具等整備工事に係る

公募型プロポーザル実施要項

令和6年4月

神河町ひと・まち・みらい課

1. 趣旨

栗賀小学校跡地公園遊具等整備工事に係る公募型プロポーザル実施要項は、遊具等整備工事の契約の相手方を選定するにあたり、公募型プロポーザルの実施について必要な事項を定めるものとする。なお、本工事の業者決定については、子どもの遊び場としての公園整備を目的とし、豊富な経験と専門知識を必要とする業務であることから、広く提案を募集する公募型プロポーザル方式によるものとする。

2. 工事の概要

(1) 工事名

栗賀小学校跡地公園遊具等整備工事

(2) 工事内容

複合遊具等（基礎工事を含む。）に係る設計製作及び設置工事一式

(3) 工事期間

契約日から令和7年3月21日まで（予定）

※神河町栗賀小学校跡地公園・図書コミュニティ施設整備工事（工期：令和5年9月11日～令和7年3月21日、請負事業者：大鉄工業株式会社 神戸支店）との調整を図ること。

3. 選定方法

公募型プロポーザル方式

4. 提案上限額

40,000千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

5. 実施スケジュール

(1) プロポーザル公告

令和6年4月1日（月）

(2) 参加表明書等の提出期限

令和6年4月12日（金）

(3) 要求水準書に関する質疑受付期限

令和6年4月19日（金）

(4) 要求水準書に関する質疑回答予定日

令和6年4月26日（金）

(5) 企画提案書の提出期限

令和6年5月9日（木）

(6) 一次審査（書類審査）予定日 ※提案者が5者以下の場合には実施しない

令和6年5月中旬

(7) 二次審査（プレゼンテーション）予定日

令和6年5月中旬～下旬

(8) プロポーザル結果通知

二次審査（プレゼンテーション）実施日から1週間を目途に神河町ホームページに掲載する。

6. 参加資格要件

参加を表明する者（以下「参加表明者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。なお、このプロポーザルへの参加形態は単体とし、共同企業体等での参加は認めない。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律154号）に基づく更生手続き開始の申立てがされている者又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続き開始の申立てがされている者でないこと。ただし、裁判所からの更生又は再生手続き開始の決定を受けているものを除く。

(3) 参加表明締切日までに、とび・土木・コンクリート工事に係る建設業の許可を受けていること。ま

た、令和6・7年度神河町指名競争入札参加資格者名簿に登録があり、かつ、とび・土工・コンクリート工事の業種について競争入札に参加する資格を有していること。

- (4) 神河町指名停止基準（平成17年11月7日制定。以下「指名停止基準」という。）に基づく指名停止を、確認基準日及び入札日現在で受けていない者。ただし、参加表明書提出日から審査結果通知日までに停止措置を受けた場合は失格とする。
- (5) 代表者、役員等が神河町暴力団排除条例（平成25年3月8日条例第5号）第2条各号に規定する暴力団でないこと並びにそれらの利益になる活動を行うものでないこと。
- (6) 公告日から起算して過去10年間において、国又は地方公共団体（国及び地方公共団体に関する独立行政法人を含む。）が発注する本工事と同種の元請実績（請負金額3,000万円以上）があること。なお、本工事と同種とは、国又は地方公共団体（国又は地方公共団体に関する独立行政法人を含む。）における複合遊具設置工事など、本工事と同様の技術によって行われた工事であり、遊具解体撤去のみの工事は含まない。また、共同企業体として有する施工実績については、当該共同企業体に対する出資比率が30%以上である場合に限り認める。
- (7) 本工事に配置できる主任技術者（建設業法第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）又は監理技術者（建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者で、管理技術者講習修了証の交付を受けているものをいう。以下同じ。）を有すること。

7. 参加表明書等に関する事項

(1) 提出期限

令和6年4月12日（金）午後5時まで

(2) 提出方法

持参又は郵送とする。なお、郵送の場合は、提出期限日の午後5時必着とし、書留郵便等、配達記録が確認できるものによること。

(3) 提出書類

- | | | |
|---|---------------|----|
| ア | 参加表明書（様式1-1） | 1部 |
| イ | 施工実績調書（様式1-2） | 1部 |
| ウ | 会社概要書（様式1-3） | 1部 |
| エ | 建設業許可通知書の写し | 1部 |

オ 参加資格確認通知書の返信用封筒（返信先を記載し、84円切手を貼った長形3号封筒）

(4)提出場所

神河町役場 ひと・まち・みらい課

〒679-3116 兵庫県神崎郡神河町寺前 64

(5)参加資格の確認結果

ア 参加資格の確認結果は、令和 6 年 4 月 1 5 日を目途に参加資格確認通知書を郵送及びメールにより通知する。

イ 参加資格がないと認めた者には、参加資格確認通知書にその理由を記載する。

ウ 参加資格がないと認められた者は、町に対して参加資格がないと認めた理由について説明を求められることができる。その場合は、参加資格がないと認めたことに対する説明請求を書面（様式は任意）によりひと・まち・みらい課に提出すること。

(6)その他

遊具配置エリア図の CAD (dwg、 dxf) データについては参加資格確認通知書を送付後、希望があれば電子メールにて送付する。

8. 現場説明

現場説明は実施しない。

9. 要求水準書等に対する質疑

第 7 項の規定により参加表明書を提出し、本プロポーザルへの参加資格を有すると認められた者に限り、次の方法により要求水準書等に対する質疑をすることができる。

(1)質疑方法

ア 質疑書（様式 1 - 4）を電子メールで送付すること。

イ メール着信の有無を電話にて必ず確認すること

ウ 質疑は、分かりやすくまとめて提出すること。

エ ファイル名の語尾に「商号又は名称」を追記すること

(2)受付期限

令和6年4月19日（金）午後5時まで

(3)提出先

神河町役場 ひと・まち・みらい課

Email : hitomachimirai@town.kamikawa.hyogo.jp

(4)回答方法

質疑に対する回答は、神河町ホームページに掲載する。

(5)その他

ア 質疑に対する回答は、要求水準書等の追加又は修正事項とみなす。

10. 企画提案書の提出に関する事項

参加者は、次の方法により企画提案手続を行わなければならない。

(1)提出書類

「栗賀小学校跡地公園遊具等整備工事 企画提案書作成要領」の提出書類一覧に掲げる書類一式

(2)提出部数

計11部（原本1部に加え、写し10部とする。） ※様式2-6、2-7、3-1については原本1部のみ

(3)提出方法

持参又は郵送とする。なお、郵送の場合は、提出期限日の午後5時必着とし、書留郵便等、配達記録が確認できるものによること。

(4)提出場所

神河町役場 ひと・まち・みらい課

〒679-3116 兵庫県神崎郡神河町寺前 64

(5)提出期限

令和6年5月9日（木） 午後5時まで

(6)その他

ア 企画提案書の作成にあたっては、要求水準書の内容をよく確認し、要求水準に基づき作成するこ

と。

イ 企画提案書の内容が要求水準書で示した要求水準を満たしていないことが明らかである場合は、失格とする。

11. 二次審査（プレゼンテーション）及び質疑等の実施方法

- (1) プレゼンテーションの参加人数は3名以内とする。
- (2) プレゼンテーションは15分程度の企画提案書の概要説明及び10分程度の質疑応答により実施するものとする。
- (3) プレゼンテーションは、提出された企画提案書の内容に基づいて行うこととし、追加資料の提示・配布は認めない。
- (4) プレゼンテーションするにあたり、パソコン等の機器の使用を認める。スクリーン、プロジェクター、HDMIケーブルは町で用意するが、パソコン等についてはヒアリング対象者が持ち込むこと。
- (5) 開催日時、場所等の詳細については、第12項に定める一次審査通過者に対し別途通知する。
- (6) プレゼンテーションは、提案者名を伏せて実施する。

12. 企画提案書の審査及び契約候補者の特定

(1) 審査及び契約候補者の特定方法

ア 企画提案書を提出した参加者（以下「提案者」という。）が6者以上の場合は、一次審査を実施し、総合評価点が高い者から順に5者を二次審査の対象者に選定する。ただし、総合評価点が同点の提案者が5者を超えて存在する場合は、この限りでない。また、提案者が6者未満の場合は、すべてのものを対象に二次審査を実施する。提案者には、二次審査の対象となった旨又は二次審査の対象とならなかった旨を、郵送又は電子メールにより通知するものとする。

イ 一次審査は、第10項の規定により提出のあった企画提案書を次号に基づき審査し、提案者毎に総合評価点を算出する方法による。なお、一次審査による総合評価点は二次審査に加算しない。

ウ 二次審査は、前項のプレゼンテーションを実施の上、第10項の規定により提出のあった企画提案書を次号に基づき評価し、提案者毎に総合評価点を算出する方法による。

エ 一次審査及び二次審査における技術提案に関する評価は、「栗賀小学校跡地公園遊具等整備工事に係る公募型プロポーザル選定委員会」において実施する。

オ 二次審査の結果、総合評価点の最も高い者を契約候補者とする。

カ 契約候補者となるべき総合評価点の者が2人以上ある場合は、それらの者のうち、技術提案に関する評価点の最も高いものを契約候補者とする。技術提案に関する評価点の最も高い者がなお2人以上ある場合は、それらの者の中から、くじにより契約候補者を特定する。

(2) 評価項目及び評価基準

ア 技術提案に関する評価

別紙「評価項目及び基準」により各委員が採点した得点の平均点をもって算出する。当該点数に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

イ 事業費（請負希望金額）に関する評価

下表の算式により算出する。当該点数に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

$$20 \times \left(\frac{\text{全提案者中最低の請負希望金額}}{\text{提案者が示す請負希望金額}} \right)$$

ウ 総合評価点

技術提案に関する評価点と事業費（請負希望金額）に関する評価点の合計により算出する。

(3) 評価内容の担保

ア 企画提案書の内容は設計図書として取り扱うものとする。

イ 現場条件の変更や天候不良等の不測の事態により、提案された企画提案書内容の履行ができない場合は、受注者はその理由を書面により申し出ることができる。

(4) その他

ア このプロポーザルの審査結果については、プレゼンテーション実施日から1週間を目途に神河町ホームページに掲載する。

イ 提案者が1者のみの場合も審査を実施する。なお、その場合は、技術提案に関する評価点が6割以上に達した場合のみ契約候補者の対象とする。

ウ 企画提案書を評価した結果、いずれの提案も要求水準書で示した要求水準等を満たしていないと判断した場合は、契約候補者の特定を行わないことがある。

エ 審査の経過に対する問い合わせには応じない。

オ 契約候補者への連絡は、口頭、電話又は電子メールにより通知するものとする。

カ 特定された契約候補者は、指示された期日までに、事業費の見積書をひと・まち・みらい課に提出すること。提出方法は、持参又は郵送とする。なお、郵送の場合は、提出期限日の午後5時必着とし、書留郵便等、配達記録が確認できるものによること。

キ 審査の経緯については、一切公表しない。また、審査に対する異議申立ては一切受け付けない。

13. 契約の方法

(1) 審査の結果、特定した契約候補者と契約の締結交渉を行い、合意した場合に契約を締結する。

(2) 契約候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、次順位以降の者を繰り上げて、その者を契約候補者として契約の締結交渉を行う。この場合において、次順位以降に契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、前項第1号カと同様の方法により契約候補者を特定する。

(3) 企画提案書は、契約書の一部とする。

(4) 契約保証金については、神河町財務規則（平成17年11月7日規則第36号）第105条の規定を適用する。

14. 参加の辞退に関する事項

(1) 第7項の規定によりこのプロポーザルの参加表明手続を行った者は、第12項第1号カ又は第13項第2号の規定により行うくじの対象者に該当する場合を除き、契約候補者が特定されるまでの間は、いつでも参加を辞退することができる。

(2) 参加を辞退する場合は、辞退届（様式1-5）をひと・まち・みらい課に持参又は郵送（書留郵便等、配達記録が確認できるものに限る。）で提出すること。なお、辞退届を提出した後は、辞退届を撤回することはできない。

15. 失格に関する事項

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

(1) 提出資料等が本要項の提出方法や条件に適合しない場合

(2) 虚偽の内容が記入されていることが明らかになった場合

(3) その他本要項に違反すると認められた場合

- (4)提出した企画提案書の内容が要求水準書で示した要求水準を満たしていないことが明らかであると認められた場合
- (5)提案上限金額を超える金額を事業費（請負希望金額）として提案した場合
- (6)選定委員会の委員に直接、間接を問わず連絡を求めた場合
- (7)審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- (8)提出書類が提出期限を過ぎても提出されない場合
- (9)プレゼンテーション開始時刻までに会場に来なかった場合

16. 著作権等

- (1)企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。ただし、このプロポーザルに関する公表その他町が必要と認める場合、町は企画提案書の全部又は一部を提案者の承諾を得ずに無償で使用できるものとする。
- (2)提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負う。

17. プロポーザルの参加に要する費用負担

企画提案書の作成、プレゼンテーションに要する費用等、このプロポーザルの参加に要する費用は、参加表明者の負担とする。

18. その他

- (1)プロポーザルに参加する者は、参加表明書の提出をもって、本要項等の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2)企画提案書には、提案者が実現を約束したものとみなすため、確実に実現できる範囲内で記載すること。
- (3)有料オプションなど、別途費用を必要とする企画提案は原則受け付けない。
- (4)提出された企画提案書は返却しない。
- (5)選定委員会は非公開とし、会議内容については公表しない。

- (6)このプロポーザルにおいて町が提供する資料は、このプロポーザルの目的以外で使用するとはできない。
- (7)参加表明者から提出された書類については、このプロポーザルの目的の範囲において複製を作成することがある。
- (8)契約候補者の特定後、契約締結までの間に、契約候補者がこのプロポーザルの参加要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しないことがある。
- (9)契約を締結した者が、契約の履行にあたり下請負人を使用する場合は、下請負人の決定後直ちに、その商号又は名称その他必要な事項を通知すること。
- (10)提出書類については、本プロポーザルの審査以外に提出者に無断で使用しないものとする。ただし、町は、本業務に係る情報公開請求があった場合、神河町情報公開条例（平成17年11月7日条例第19号）に基づき、提出書類を公開することがある。
- (11)契約締結後においても、受注者がこのプロポーザルにおいて失格事項に該当していたことが明らかとなった場合は、契約を解除することがある。

19. プロポーザルに関する担当部局等

(1)担当部局

神河町役場 ひと・まち・みらい課

〒679-3116 兵庫県神崎郡神河町寺前 64

電話：0790-34-0002 FAX：0790-34-0691

Email：hitomachimirai@town.kamikawa.hyogo.jp

(2)ホームページ

参加表明手続及び企画提案手続等に必要の様式等は、神河町ホームページに掲載する。参加表明する者は、必要に応じてダウンロードし、使用すること。